長野県 令和７年度
24時間在宅ケアサービス等推進事業
定期巡回・随時対応サービス
活用研修会

株式会社エイプレイス
事業企画開発本部

和田　篤昌

法人紹介

株式会社エイプレイス

【設立】 2012年2月19日
【場所】 東京都中野区中野二丁目24番11号　住友不動産中野駅前ビル19F
【事業】 在宅介護事業を展開
【拠点】 エイプレイス赤羽（定期巡回、居宅介護支援、訪問介護）
エイプレイス麻生（定期巡回、夜間対応型訪問介護、訪問介護）
エイプレイス新宿（定期巡回、夜間対応型訪問介護、訪問介護）
エイプレイス川口（定期巡回、夜間対応型訪問介護、訪問介護）
エイプレイス中野（定期巡回、夜間対応型訪問介護、訪問介護）

エイプレイスHP
https://www.a-place.co.jp

全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会HP
https://24h-care.com

定期巡回サービスができた背景

どこで介護を受けたいか

自分の介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいかの希望についてみると、自宅で介護を受けたいと回答した人の割合（「自宅で家族中心に介護を受けたい」「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」と回答した者の割合の計）は全体で73.5%であった。
また、男女別にみると、男女ともに「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」と回答した者の割合が最も高い。

どこで最期を迎えたいか

60歳以上の人に、万一治る見込みがない病気になった場合、最期を迎えたい場所はどこかを聞いたところ、約半数（51.0%）の人が「自宅」と答えている。次いで、「病院・介護療養型医療施設」が31.4%となっている。

図1－2－2－11　どこでどのような介護を受けたいか

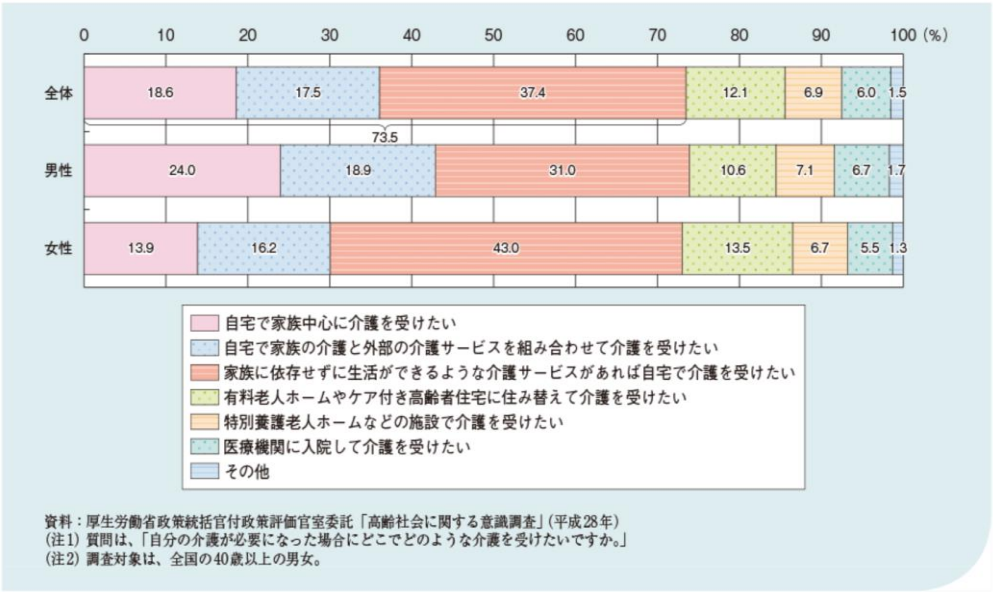

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(平成28年)
(注1) 質問は、「自分の介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいですか。」
(注2) 調査対象は、全国の40歳以上の男女。

図1－3－13　完治が見込めない病気の場合に迎えたい最期の場所（択一回答）
（性別、性・年齢別、未既婚別、同居形態別）

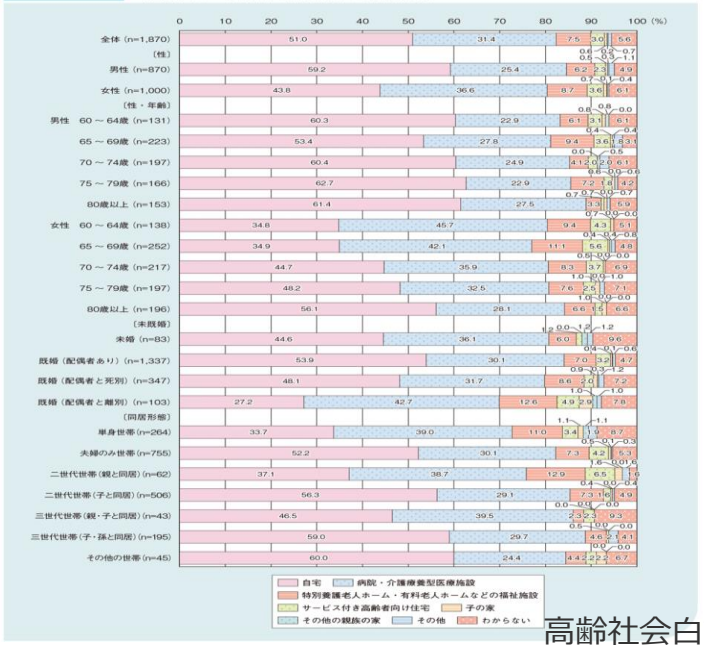

高齢社会白書より

定期巡回サービスができた背景

実際はどこで介護を受け、最期を迎えているか

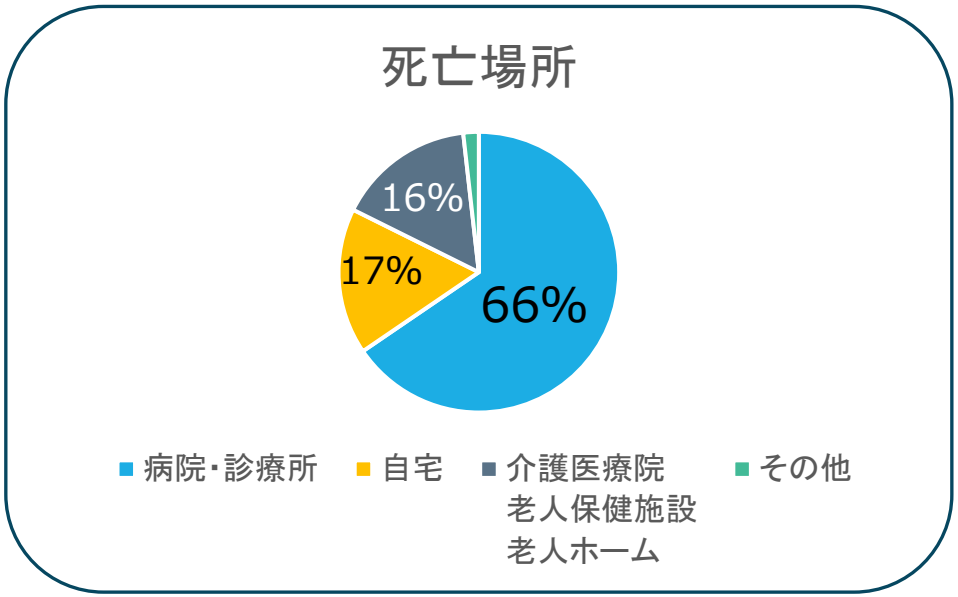

厚労省HPより

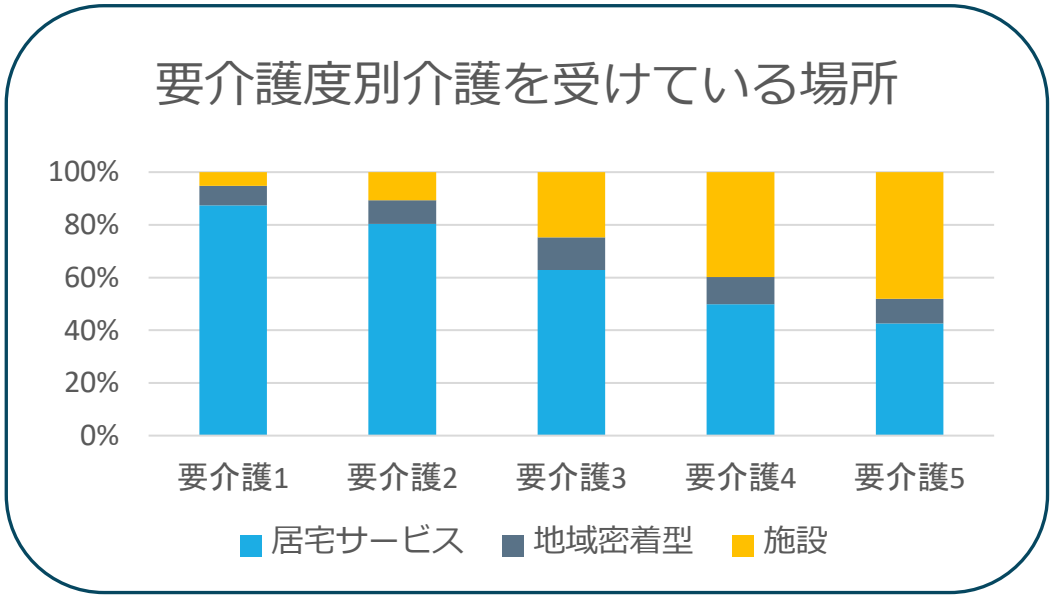

高齢社会白書より

○病院や診療所で最期を迎える方が圧倒的に多い。
○要介護度が重くなると施設で介護に入所される方も増える。

理想と現実のギャップ

定期巡回サービスができた背景

独居高齢者数の増加

65歳以上の者のいる世帯について見ると、令和元年現在、世帯数は2,558万4,000世帯と、全世帯（5,178万5,000世帯）の49.4%を占めている。昭和55年では世帯構造の中で三世代世帯の割合が一番多く、全体の半数を占めていたが、令和元年では夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めている。
65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となっている。

図1－1－9　65歳以上の一人暮らしの者の動向

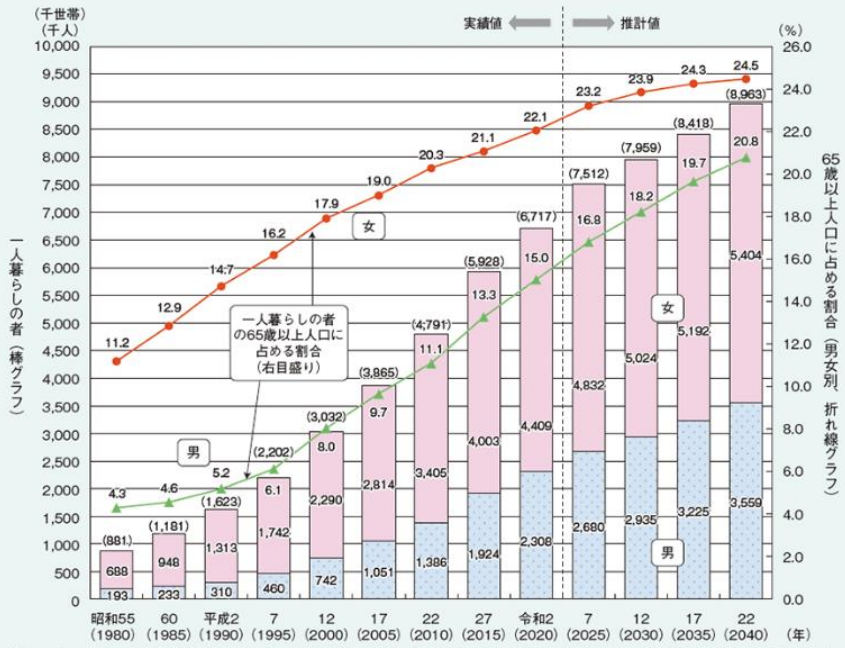

資料：令和２年までは総務省「国勢調査」による人数、令和７年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成30）年推計）による世帯数
(注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（１人）」のことを指す。
(注2) 棒グラフ上の（　）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1－1－8　65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合

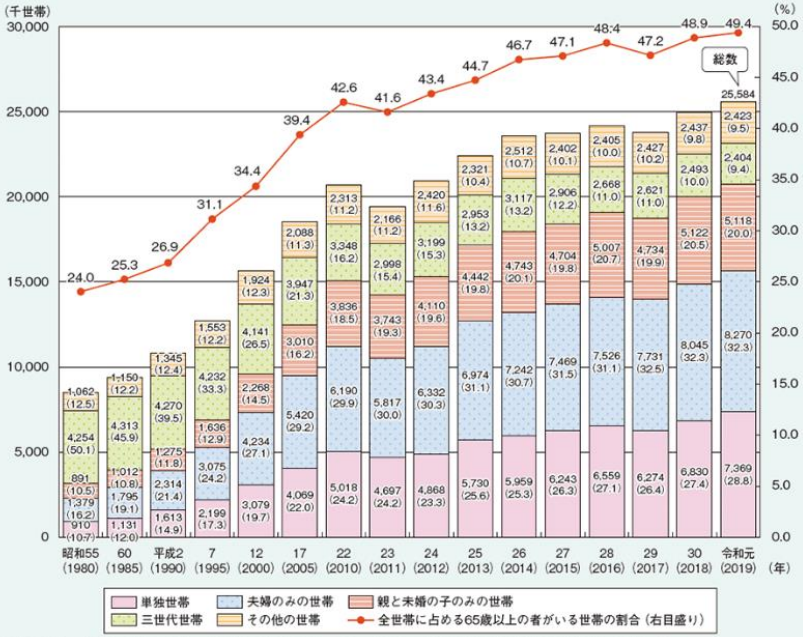

資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による。
(注1) 平成７年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたもの、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。
(注2)（　）内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合（%）
(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

高齢社会白書より

定期巡回サービスができた背景

高齢者人口は 1950 年以降初めての減少
一方、総人口に占める高齢者人口の割合は 29.1%と過去最高

我が国の65歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。）人口は、1950年以降、一貫して増加していましたが、2023年９月15日現在の推計では3623万人と、前年（3624万人）に比べ１万人の減少となり、1950年以降初めての減少となりました。
一方、総人口に占める割合は29.1%と、前年（29.0%）に比べ0.1ポイント上昇し、過去最高となりました。　（図１ 、表１ ）
男女別にみると、男性は1572万人（男性人口の26.0%）で、前年に比べ１万人の減少、女性は2051万人（女性人口の32.1%）で、前年と同数となり、女性が男性より479万人多くなっています。また、人口性比（女性100人に対する男性の数）をみると、15歳未満では105.0、15～64歳では103.0と男性が多いのに対し、65歳以上では76.6と女性が多くなっています。

令和５年９月 17 日　総務省資料より

図１　高齢者人口及び割合の推移（1950年～2023年）

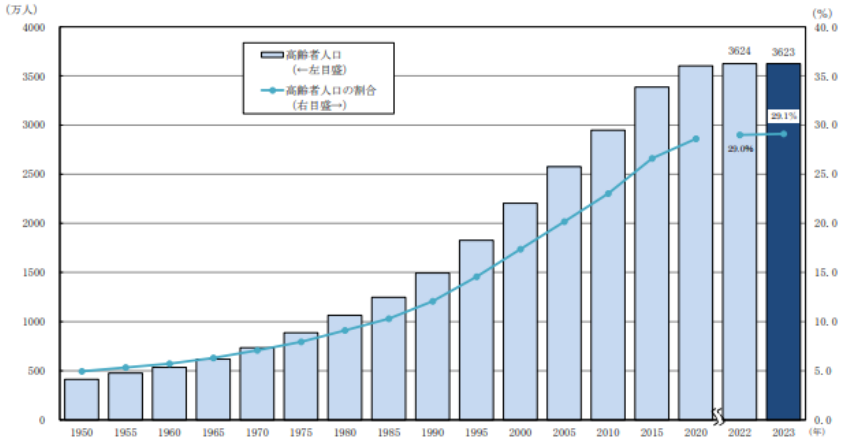

資料：1950年～2020年は「国勢調査」、2022年及び2023年は「人口推計」
注１）2022年及び2023年は９月15日現在、その他の年は10月１日現在
２）国勢調査による人口及び割合は、2015年までは年齢不詳をあん分した結果、2020年は不詳補完結果
３）1970年までは沖縄県を含まない。

地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

定義

○「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、

・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）

または

・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）

のうち、いずれかをいう。

経緯

○　訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を２４時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
○　このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う**「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護」**を創設（平成24年４月）。

平成２８年３月
地域包括ケア研究会報告書より

定期巡回サービスも利用した方がいい理由

在宅生活の継続が可能と考えている人は、
どんなサービスを利用しているのか？

図表 4-19　訪問系サービス利用回数と介護者が不安を感じる介護（要介護3以上）

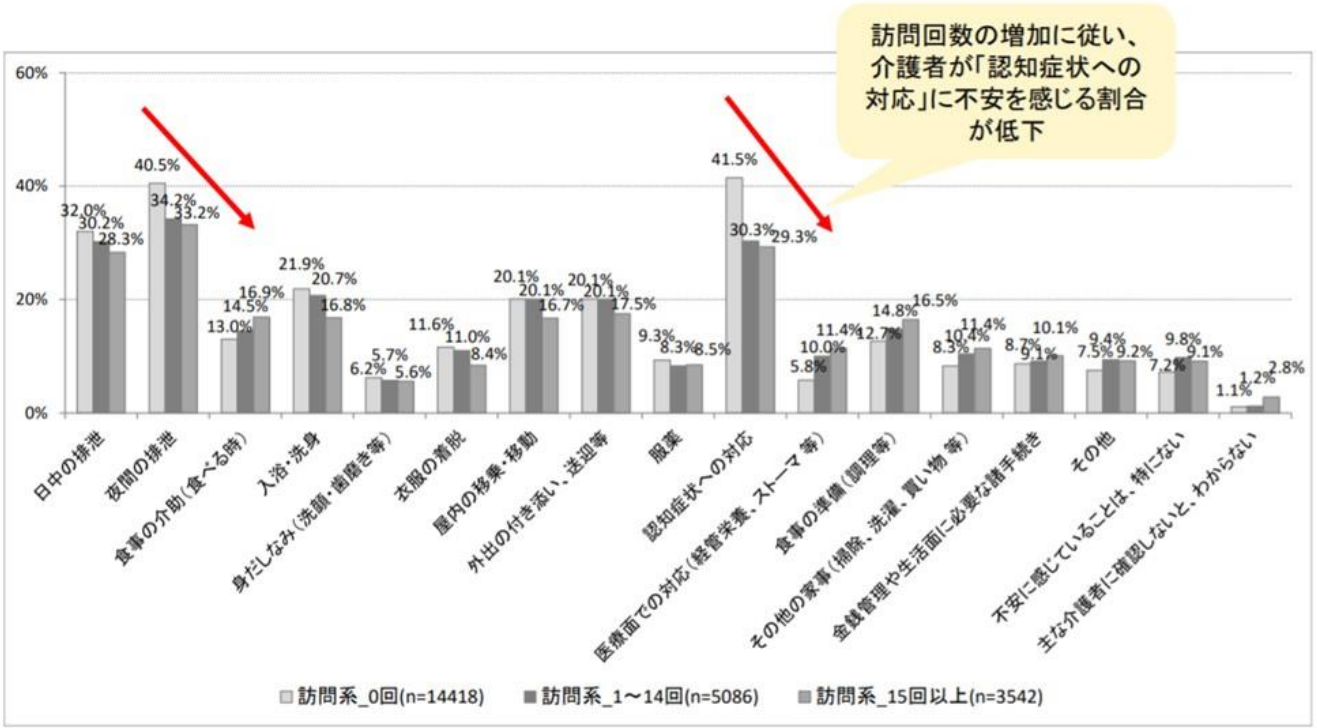

平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「要介護認定データを活用した地域分析手法に関する調査研究事業」「利用者ニーズを踏まえた特別養護老人ホーム等のサービス見込量の推計方法に関する調査研究事業」「地域密着型サービス等の見込み量とそれを確保するための方策に関する調査研究事業」の3つの事業の成果としてまとめた「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」のP.37、38より抜粋

図表 4-18　施設等検討の状況と訪問系サービスの利用回数（要介護3以上）

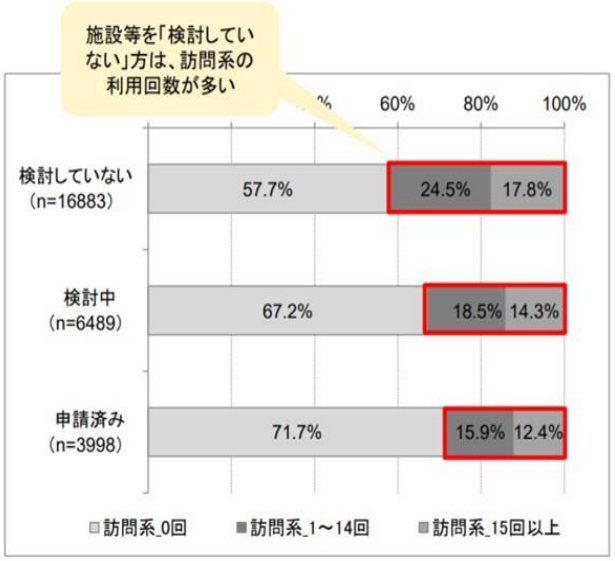

図表 4-17　サービスの利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護3以上）

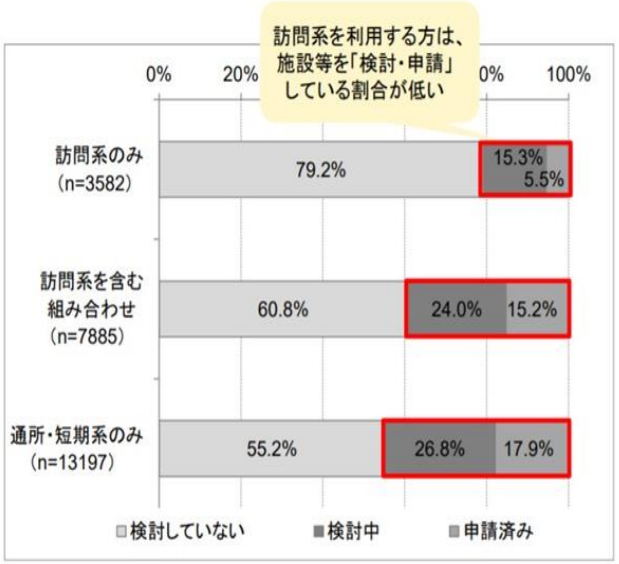

定期巡回サービスも利用した方がいい理由

生活援助サービスに関するケアプラン検証の見直し

効率的な給付

○ **利用回数の多い訪問介護の生活援助サービス**（「全国平均利用回数＋２標準偏差」：月30～40回程度）については、2018年10月より、ケアプランの保険者への届け出を義務づけ、保険者によるケアプランの点検や地域ケア会議における検証を行うこととし、不適切な事例については是正を促すこととされた。

○ さらに、2021年10月からは、居宅介護支援事業所毎に見て、①区分支給限度基準額の利用割合が７割以上、②その利用サービスの６割以上が訪問介護サービスとなる場合についても、ケアプランを保険者へ新たに提出することとされた。

○ しかしながら、**届け出を避けるため**、訪問介護の**「生活援助サービス」から「身体介護サービス」への振り替え**が**指摘**されている。これを裏付けるように、近年、特に軽度者（要介護１、２）の「生活援助サービス」の利用割合が減る一方で、「身体介護サービス」や、「生活援助＋身体介護サービス」の利用割合が増えている。また、ケアプラン検証の取組についても、**自治体によって差がある**状況。

◆訪問介護サービスの提供状況の推移

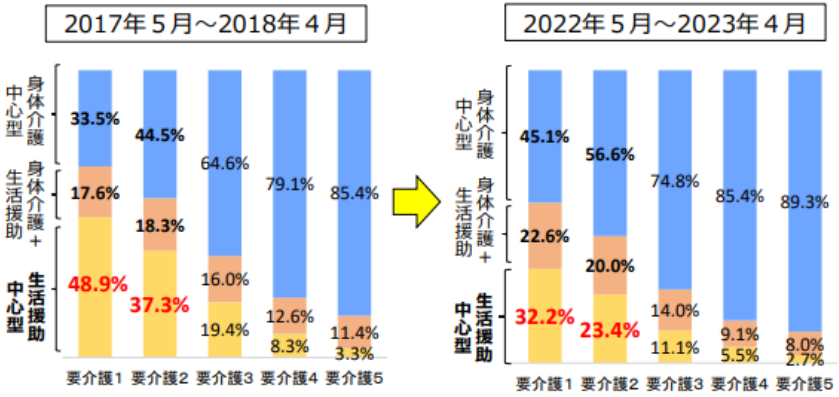

※訪問回数ベース

（出所）厚生労働省「介護給付費等実態統計」

◆生活援助から身体介護への振替に関する自治体の意見

○ 本制度開始以降、**プランの届出を避ける目的と思われるケアプランの変更が見られた**。結果として、不要なサービスの増加（給付費も増加）につながるのであれば、**適正化の動きと逆行**しているように感じる。

○ **届出を回避**するため、**生活援助→身体介護や身体＋生活にプランを変更**するという事例をよく耳にする。

○ 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のケアマネは身体・生活援助を抱き合わせて**わざと回数を超えないようなプラン立て**をしてしまっているため、提出がほとんどない。

（出所）厚生労働省「訪問介護等の居宅サービスに係る保険者の関与の在り方等に関する調査研究事業」報告書（2020年３月）

◆ケアプラン検証に関する自治体の取組状況（n=717、複数回答）

（区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問回数の多いケアプラン）

地域ケア会議で検討	26.4%
適正化事業におけるケアプラン点検等を活用して検討	35.0%
まだ特段検討していない	**35.7%**

（出所）厚生労働省「地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業」報告書（2023年３月）

【改革の方向性】（案）

○ 身体介護に安易に置き換えられるケース等を是正し、訪問介護全体での適切なサービスを確保するため、**身体介護も含めた訪問介護全体の回数で届け出を義務付ける**等、**更なる制度の改善を図るべき**。また、各自治体のケアプラン検証の取組状況を定期的に把握し、**より実効的な点検を行うことで、サービス提供の適正化につなげていく必要**。

108

財政制度分科会資料より

定期巡回サービスも利用した方がいい理由

軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行

○ 要支援者に対する訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、地域支援事業へ移行（2018年３月末に移行完了）。

○ 今後も介護サービスの需要の大幅な増加が見込まれる中、生活援助型サービスをはじめ、**全国一律の基準ではなく、人員配置や運営基準の緩和**等を通じて、**地域の実情**に合わせた**多様な人材**や**資源の活用**を図り、**必要なサービスを効率的に提供**するための枠組みを構築する必要。

（参考）全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）
「軽度者（要介護１及び２の者）への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に関する評価・分析や活性化に向けた取組等を行いつつ、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。」

◆介護給付と地域支援事業

介護給付
＜要介護1～５＞
訪問介護・通所介護
〈要介護１・２〉

介護予防給付
＜要支援1～２＞
訪問介護・通所介護
（2018年３月末に移行完了）

介護予防・日常生活支援総合事業
（地域支援事業の一部）
＜要支援1～2、それ以外の者＞
・訪問型・通所型サービス
・生活支援サービス（配食等）
・介護予防支援事業（ケアマネ） 等

サービスの種類・内容・人員基準・単価等が**全国一律**
（例）介護職員２人以上
１人あたり３㎡以上

地域の実情に応じ、住民主体の取組など効果的・効率的なサービス提供を実施
（例）人員基準なし
（ボランティア可）
面積制限なし

（※）いずれも、財源構成は、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、1号保険料23%、2号保険料27%。

◆要介護１・２への介護費用

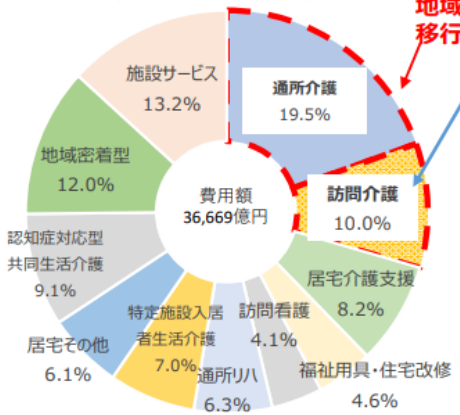

（出所）厚生労働省
「介護保険事業状況報告年報」（2021年度）

○ 介護職以外の地域住民や高齢者自身が担い手として参画することで、**介護の支え手確保**につながる。
○ 柔軟な基準に基づくサービス提供（例：空き施設を活用した体操教室や通いの場、移動・買い物支援、スマホ操作支援等の生活サポート）により、**高齢者の社会参加**を促し、自立支援・重度化防止につながる。
○ 事業者にとっても、保険外も含めて、軽度者向けに多様なサービスを提供することで、**ビジネス機会の拡大**につながる。

【改革の方向性】（案）
○ 介護の人材や財源に限りがある中で、要介護者の中でも専門的なサービスをより必要とする重度の方へ給付を重点化していくとともに、生活援助等は地域の実情に応じて効率的に提供していく必要。このため、**軽度者（要介護１・２）**に対する**訪問介護・通所介護**についても**地域支援事業への移行**を目指し、段階的にでも、**生活援助型サービスをはじめ、地域の実情**に合わせた**多様な主体**による**効果的・効率的なサービス提供**を**可能にすべき**である。

105

財政制度分科会資料より

定期巡回サービスについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

【定期巡回】
事前に計画を立て、それに合わせてサービスを提供

【随時対応型】
自宅に緊急コール機器を設置。
電話での相談援助＋内容に応じて介護士を派遣

【訪問介護看護】
訪問介護と訪問看護をセットで提供

新宿区（中野区）在住。要介護1～5の方が対象。
提供できる内容は基本的には「老計10号」に則る。

一体型と連携型

【一体型】
看護師が事業所に配置されている。
もしくは同じ場所で訪問看護を運用

【連携型】
地域の訪問看護ステーションと連携契約を結び
協力してサービスを提供する

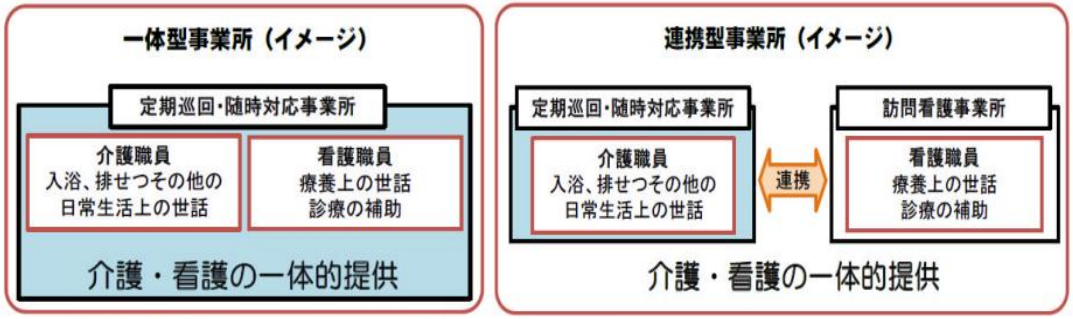

※　定期巡回・随時対応サービスの概要　厚生労働省ホームページより

定期巡回サービスについて

看護師の関わり方

毎月のアセスメント・モニタリングがベース
①訪問看護利用無し
②介護保険の訪問看護
③医療保険の訪問看護

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準より
第三条の二十四の３
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行う**アセスメント**（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。

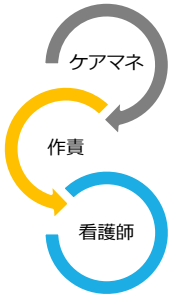

ケアマネの意見も踏まえて
看護師のアセスメント、
作責のアセスメントの結果
計画を作成

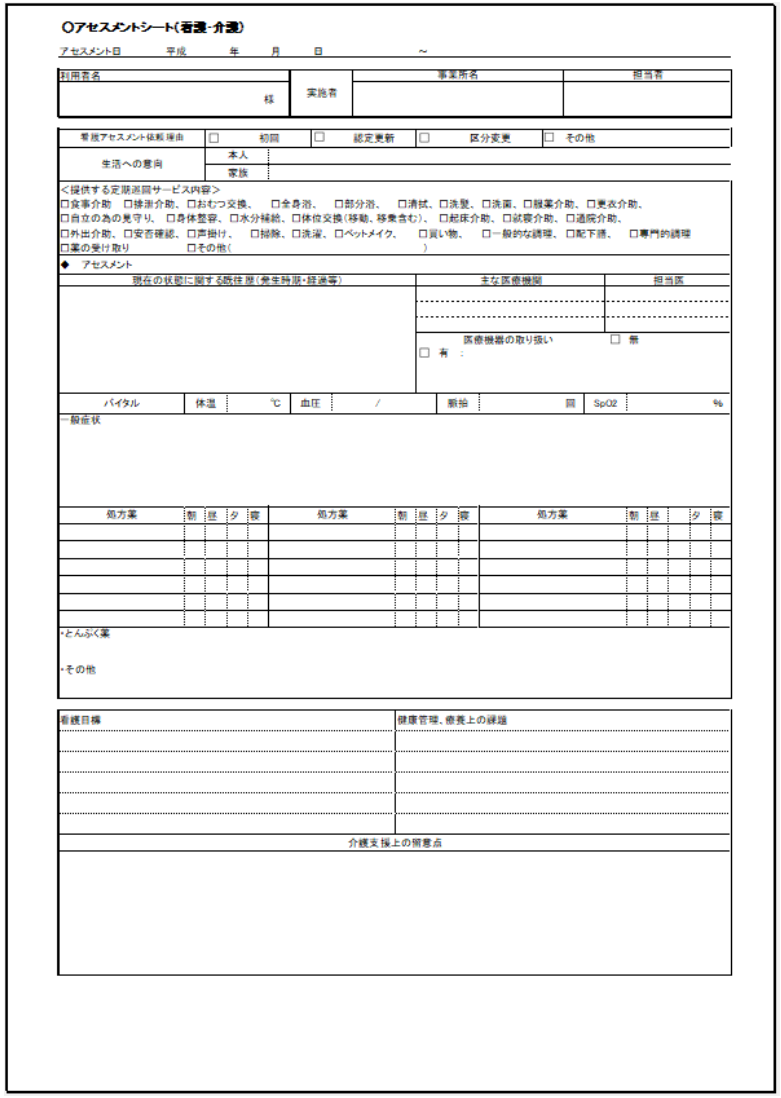

○アセスメントシート（看護・介護）

アセスメント日　平成　年　月　日　～

利用者名	実施者	事業所名	担当者
様			

常設アセスメント依頼理由	□ 初回	□ 認定更新	□ 区分変更	□ その他
生活への意向	本人			
	家族			

＜提供する定期巡回サービス内容＞
□食事介助　□排泄介助、□おむつ交換、　□全身浴、　□部分浴、　□清拭、□洗髪、□洗面、□服薬介助、□更衣介助、
□自立の為の見守り、□身体整容、□水分補給、□体位交換（移動、移乗含む）、□起床介助、□就寝介助、□通院介助、
□外出介助、□安否確認、□声掛け、　□掃除、□洗濯、□ペットメイク、　□買い物、　□一般的な調理、□配下膳、　□専門的調理
□薬の受け取り　□その他（　　）

◆ アセスメント

現在の状態に関する既往歴（発生時期・経過等）	主な医療機関	担当医

医療機器の取り扱い　□ 無
□ 有 ：

バイタル	体温	℃	血圧	/	脈拍	回	SpO2	%

一般症状

処方薬	朝	昼	夕	寝	処方薬	朝	昼	夕	寝	処方薬	朝	昼	夕	寝

・とんぷく薬

・その他

看護目標	健康管理、療養上の課題

介護支援上の留意点

定期巡回サービスについて

訪問介護との違い

	訪問介護	定期巡回
報酬体系	積み上げ式	包括報酬
20分ルール	有	無
2時間ルール	有	無
提供時間	日中帯が中心	24時間365日
責任者	サービス提供責任者	計画作成責任者
介護週間スケジュール	ケアマネジャー	計画作成責任者 ケアマネジャー 看護師

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準より

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)
第三条の二十四　計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。
２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。**ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。**
この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。

介護計画作成のポイント

- ✓ 必要な内容を必要な分だけ！！
- ✓ 時間軸ではなく、ニーズ軸で

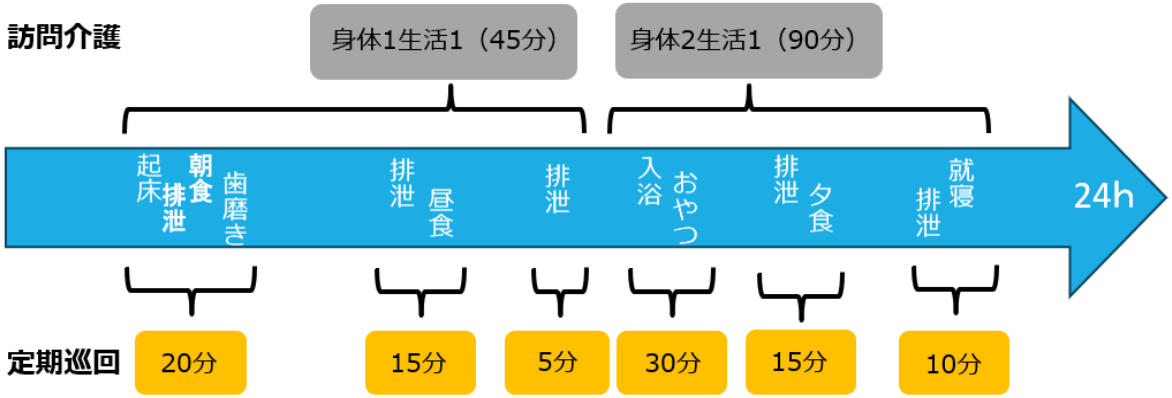

定期巡回サービスについて

利用者像

○定期的な身体ケアが必要な方
　（排泄介助や食事介助等）
○薬が飲めない方
○転倒が多い方
○リウマチやパーキンソンの方
○脱水ぎみの方
　（こまめな水分補給や室温の調整ができる）
○白内障術後の点眼が必要な方
○独居の方
○拒否が強い方
○様々なところへ連絡してしまう方　　等

定期巡回サービス、訪問介護それぞれのメリット・デメリットを理解し、上手に使い分けていただきたいです。

埼玉県HP「定期巡回・随時対応サービス普及マニュアルより

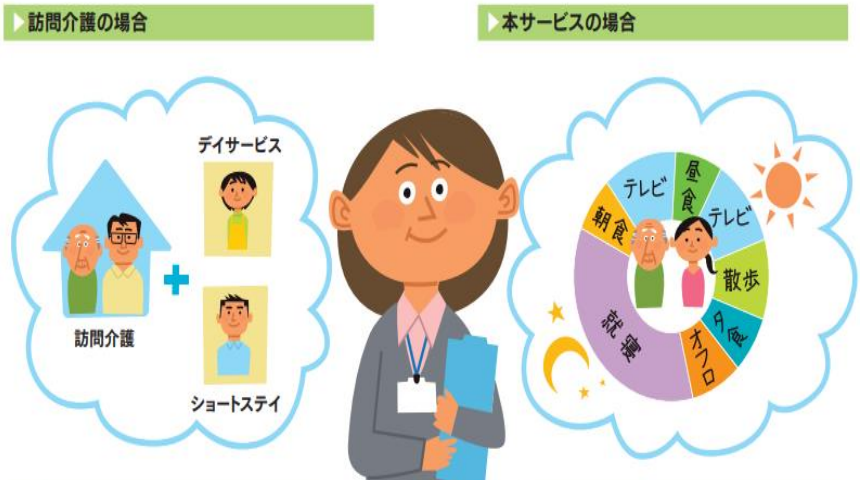

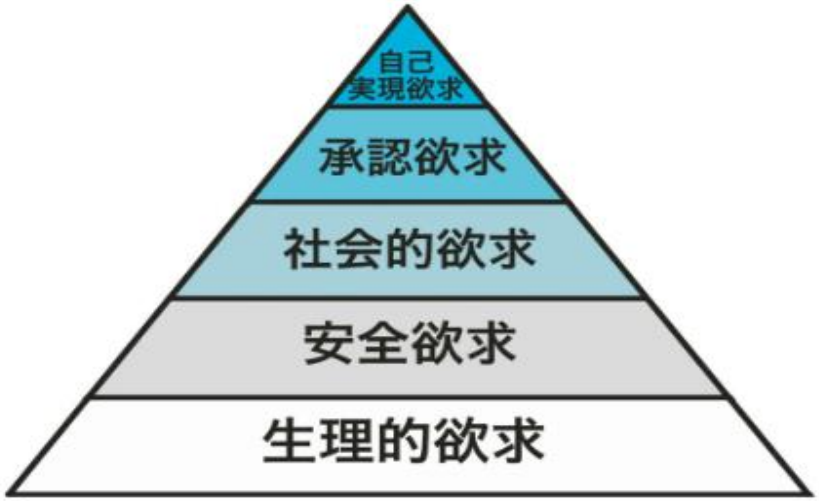

マズローの欲求5段階説

定期巡回サービスについて

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
76 1111	定期巡回随時Ⅰ11	イ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 5,446 単位		5,446	1月につき
76 1121	定期巡回随時Ⅰ12			要介護2 9,720 単位		9,720	
76 1131	定期巡回随時Ⅰ13			要介護3 16,140 単位		16,140	
76 1141	定期巡回随時Ⅰ14			要介護4 20,417 単位		20,417	
76 1151	定期巡回随時Ⅰ15			要介護5 24,692 単位		24,692	
76 1211	定期巡回随時Ⅰ21		(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 7,946 単位		7,946	
76 1213	定期巡回随時Ⅰ21・准看				准看護師の場合 × 98%	7,787	
76 1221	定期巡回随時Ⅰ22			要介護2 12,413 単位		12,413	
76 1223	定期巡回随時Ⅰ22・准看				准看護師の場合 × 98%	12,165	
76 1231	定期巡回随時Ⅰ23			要介護3 18,948 単位		18,948	
76 1233	定期巡回随時Ⅰ23・准看				准看護師の場合 × 98%	18,569	
76 1241	定期巡回随時Ⅰ24			要介護4 23,358 単位		23,358	
76 1243	定期巡回随時Ⅰ24・准看				准看護師の場合 × 98%	22,891	
76 1251	定期巡回随時Ⅰ25			要介護5 28,298 単位		28,298	
76 1253	定期巡回随時Ⅰ25・准看				准看護師の場合 × 98%	27,732	
76 2111	定期巡回随時Ⅱ1	ロ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）		要介護1 5,446 単位		5,446	
76 2121	定期巡回随時Ⅱ2			要介護2 9,720 単位		9,720	
76 2131	定期巡回随時Ⅱ3			要介護3 16,140 単位		16,140	
76 2141	定期巡回随時Ⅱ4			要介護4 20,417 単位		20,417	
76 2151	定期巡回随時Ⅱ5			要介護5 24,692 単位		24,692	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
13 3111	定期巡回訪看	ハ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 2,961 単位			2,961	1月につき
13 3115	定期巡回訪看 介5			要介護5の者の場合 ＋ 800 単位	3,761	
13 3113	定期巡回訪看 ・准1		准看護師による訪問が1回でもある場合 × 98%		2,902	
13 3117	定期巡回訪看 ・准1介5			要介護5の者の場合 ＋ 800 単位	3,702	

定期巡回サービスについて

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目					合成単位数
76 1112	定期巡回随時Ⅰ11・日割	イ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 5,446 単位		日割計算の場合	179
76 1122	定期巡回随時Ⅰ12・日割			要介護2 9,720 単位			320
76 1132	定期巡回随時Ⅰ13・日割			要介護3 16,140 単位			531
76 1142	定期巡回随時Ⅰ14・日割			要介護4 20,417 単位			672
76 1152	定期巡回随時Ⅰ15・日割			要介護5 24,692 単位		÷ 30.4 日	812
76 1212	定期巡回随時Ⅰ21・日割		(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 7,946 単位			261
76 1214	定期巡回随時Ⅰ21・准看・日割				准看護師の場合 × 98%		256
76 1222	定期巡回随時Ⅰ22・日割			要介護2 12,413 単位			408
76 1224	定期巡回随時Ⅰ22・准看・日割				准看護師の場合 × 98%		400
76 1232	定期巡回随時Ⅰ23・日割			要介護3 18,948 単位			623
76 1234	定期巡回随時Ⅰ23・准看・日割				准看護師の場合 × 98%		611
76 1242	定期巡回随時Ⅰ24・日割			要介護4 23,358 単位			768
76 1244	定期巡回随時Ⅰ24・准看・日割				准看護師の場合 × 98%		753
76 1252	定期巡回随時Ⅰ25・日割			要介護5 28,298 単位			931
76 1254	定期巡回随時Ⅰ25・准看・日割				准看護師の場合 × 98%		912
76 2112	定期巡回随時Ⅱ1・日割	ロ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）		要介護1 5,446 単位			179
76 2122	定期巡回随時Ⅱ2・日割			要介護2 9,720 単位			320
76 2132	定期巡回随時Ⅱ3・日割			要介護3 16,140 単位			531
76 2142	定期巡回随時Ⅱ4・日割			要介護4 20,417 単位			672
76 2152	定期巡回随時Ⅱ5・日割			要介護5 24,692 単位			812
76 4101	定期巡回通所利用減算11	通所介護等利用時の調整	イ(1)又はロを算定する場合	要介護1 62 単位減算			−62 1日につき
76 4102	定期巡回通所利用減算12			要介護2 111 単位減算			−111
76 4103	定期巡回通所利用減算13			要介護3 184 単位減算			−184
76 4104	定期巡回通所利用減算14			要介護4 233 単位減算			−233
76 4105	定期巡回通所利用減算15			要介護5 281 単位減算			−281
76 4106	定期巡回通所利用減算21		イ(2)を算定する場合	要介護1 91 単位減算			−91
76 4107	定期巡回通所利用減算22			要介護2 141 単位減算			−141
76 4108	定期巡回通所利用減算23			要介護3 216 単位減算			−216
76 4109	定期巡回通所利用減算24			要介護4 266 単位減算			−266
76 4110	定期巡回通所利用減算25			要介護5 322 単位減算			−322

定期巡回サービスについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）

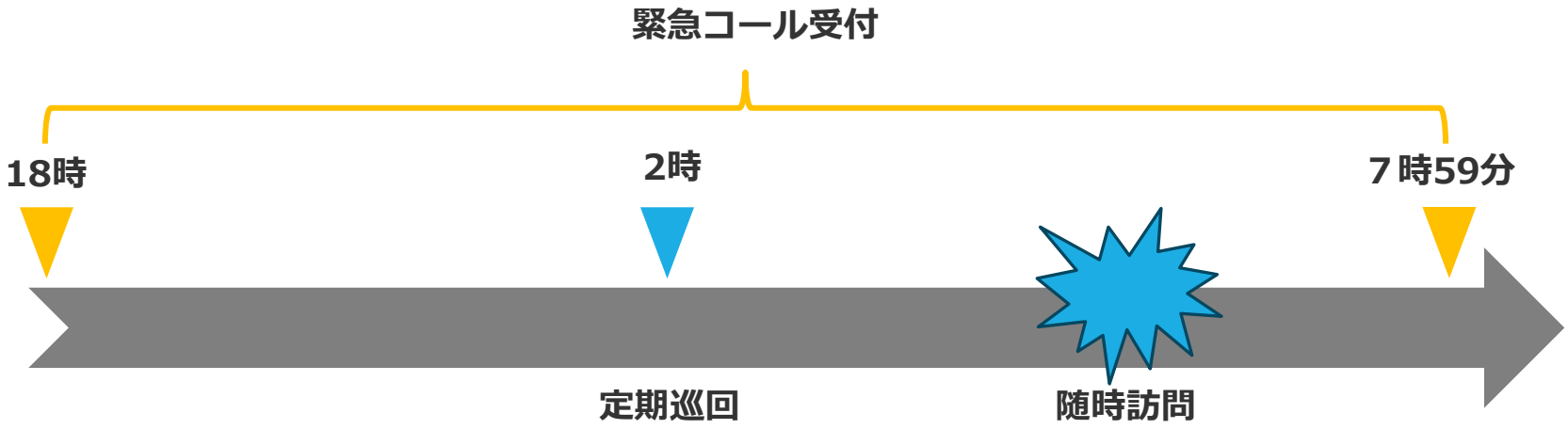

76	1311	定期巡回随時Ⅲ１	ハ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費 Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費	989 単位	989	1月につき
76	1321	定期巡回随時Ⅲ２		定期巡回サービス費	372 単位	372	1回につき
76	1331	定期巡回随時Ⅲ３		随時訪問サービス費 Ⅰ）	567 単位	567	
76	1341	定期巡回随時Ⅲ４		随時訪問サービス費 Ⅱ）	764 単位	764	

76	1312	定期巡回随時Ⅲ１･日割	ハ 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費 Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費	989 単位	33

定期巡回サービスについて

●連携型定期巡回事業所を利用し、訪問看護サービスを利用しない場合

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名		月間サービス計画及び実績の記録																																		合計
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
0:00～23:59	定期巡回随時I1	●●定期巡回・随時対応サービス事業所	予定	1																																1
			実績																																	

●連携型定期巡回事業所を利用し、訪問看護サービスを利用する場合

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名		月間サービス計画及び実績の記録																																		合計
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
0:00～23:59	定期巡回随時I1	●●定期巡回・随時対応サービス事業所	予定	1																																1
			実績																																	
0:00～23:59	定期巡回訪看	●●訪問看護ステーション	予定	1																																1
			実績																																	

●日割りの場合

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名		月間サービス計画及び実績の記録																																		合計
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
			曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	併ユ短期生活I1	ショートステイ■■	予定										1	1	1	1																				4
			実績																																	
0:00～23:59	定期巡回随時I1・日割	●●定期巡回・随時対応サービス事業所	予定					1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		24
			実績																																	
9:30～16:30	地域通所介護41	▲▲通所介護	予定						1														1							1						3
			実績																																	
	定期巡回通所利用減算11	●●定期巡回・随時対応サービス事業所	予定						1														1							1						3
			実績																																	
10:00～16:00	通所リハI271	▲▲デイケアセンター	予定																	1							1									2
			実績																																	
	定期巡回通所利用減算11	●●定期巡回・随時対応サービス事業所	予定																	1							1									2
			実績																																	

第１表

居宅サービス計画書（1）

作成年月日　令和03年06月04日

初回　・　紹介　・　継続　　認定済・申請中

利用者名　　様　　生年月日　昭和09年08月20日　　住所

居宅サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名および所在地　エイプレイス赤羽　　住所

居宅サービス計画作成(変更)日　令和03年06月04日　　初回居宅サービス計画作成日　令和03年06月04日

認定日　令和03年06月01日　　認定日の有効期間　令和03年06月01日 ～ 令和04年05月31日

要介護状態区分	要支援１　・　要支援２　・　要介護１　・　要介護２　・　要介護３　・　要介護４　・　要介護５
利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果	本人：家に帰りたいんです。出来ない事が沢山あります。介護の方宜しくお願いします。 〇〇氏（従兄）：必要最低限のサービスを利用させてほしい。
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
総合的な援助の方針	退院に伴い居宅サービス計画書を作成した。 〇〇年〇月に腰椎を圧迫骨折し、その後も入退院を繰り返し〇〇年〇月に退院となった。歩行は行えずベッド上の生活となっている。訪問診療や定期巡回サービスなどの介護サービスを中心とし、一人暮らしへの不安を取り除きながら在宅生活が継続できるよう、支援を行うこととする 緊急連絡先　〇〇〇〇様（従兄）…〇〇〇ー〇〇〇〇 川窪病院　川窪医師（訪問診療）…〇〇〇ー〇〇〇〇 〇〇様（××区生活福祉課）…〇〇〇ー〇〇〇〇
生活援助中心型の算定理由	１．１人暮らし　２．家族等が障害、疾病等　３．その他（　　）

居宅サービス計画について説明を受け、内容を理解した上で同意し、交付を受けました。	説明　・　同意日	年　月　日	利用者同意欄		印
			代理者		

第２表

利用者名　　様

居宅サービス計画書（2）

作成年月日　令和03年06月04日　1 / 2

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	目標				援助内容					
	長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
病気が多く、一人では体調の管理ができないから困っている。	病気を悪化させず、病状を維持する	R03/06/07 ～ R04/05/31	定期的な受診と内服を継続し、入院せずに過ごすことができる	R03/06/07 ～ R03/11/30	①診療、処方、相談		①訪問診療	①川窪医院	①月2回	R03/06/07 ～ R03/11/30
					②処方箋の配達、薬に関する相談や助言 ③バイタルチェック、全身状態の確認、排便コントロール ④服薬確認、口腔ケア	○	②居宅療養管理指導 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護（看護） ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）	②籾山薬局 ③あおぞら訪問看護ステーション ④24時間巡回事業所	②月2回 ③適宜 ④適宜	R03/06/07 ～ R03/11/30
			バランスの取れた食事を摂る	R03/06/07 ～ R03/11/30	①食事セット、水分補給、買物	○	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）	①24時間巡回事業所	①適宜	R03/06/07 ～ R03/11/30
					②配食弁当		②インフォーマルサービス	②宅配げんき	②毎日1回	R03/06/07 ～ R03/11/30
			体調不良時は助けを呼ぶことができる	R03/06/07 ～ R03/11/30	①体調不良時等の緊急時の対応 ②緊急時の対応	○	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（看護） ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）	①あおぞら訪問看護ステーション ②24時間巡回事業所	①随時 ②随時	R03/06/07 ～ R03/11/30
歩行ができない。寝たきりなので一人で移動や身の回りの事が出来ないから困る	メリハリのある生活ができる	R03/06/07 ～ R04/05/31	外出の機会を作り社会参加しながら生活の意欲を高める事ができる	R03/06/07 ～ R03/11/30	①送迎、レクリエーションへの参加、食事 ②デイサービス送り出しの準備	○	①通所介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）	①デイサービスほほえみ ②24時間巡回事業所	①週1回 ②適宜	R03/06/07 ～ R03/11/30
					介護用ベッド、褥瘡予防マットレス、ベッド柵、介助バー、車いす	○	福祉用具貸与	ららら福祉用具		R03/06/07 ～ R03/11/30
	清潔の保持	R03/06/07 ～ R04/05/31	感染症を予防し、皮膚の状態	R03/06/07 ～ R03/11/30	①入浴	○	①通所介護	①デイサービスほほえ	①週1回	R03/06/07 ～ R03/11/30

※1　「保険給付対象か否かの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。

※2　「当該サービス提供を行う事業者」について記入する。

第２表

利用者名　　様

居宅サービス計画書（2）

作成年月日　令和03年06月04日　2 / 2

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	目標				援助内容					
	長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容	※１	サービス種別	※２	頻度	期間
			も悪化させない		②排泄介助、全身状態の確認、軟膏塗布 ③排泄介助、軟膏塗布		②定期巡回・随時対応型訪問介護看護（看護） ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）	み ②あおぞら訪問看護ステーション ③24時間巡回事業所	②適宜 ③適宜	
	清潔な環境を保持する	R03/06/07～R04/05/31	ゴミ出しや掃除など自分から依頼ができる	R03/06/07～R03/11/30	①掃除、洗濯、ゴミ出し、寝具の交換、環境整備	○	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）	①24時間巡回事業所	①適宜	R03/06/07～R03/11/30

※１　「保険給付対象か否かの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。
※２　「当該サービス提供を行う事業者」について記入する。

第3表

週間サービス計画表

利用者名：

作成年月日　令和3年6月4日

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	0:00	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59 通所介護Ⅰ4 4 9:00～16:00	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59	定期巡回随時Ⅱ4 0:00～23:59	
	2:00								
	4:00								
早朝	6:00								
午前	8:00								起床
	10:00								食事・内服
午後	12:00								
	14:00								昼食・内服
	16:00								
夜間	18:00								
	20:00								夕食・内服
深夜	22:00								内服・就寝

週単位以外のサービス	訪問診療　2回/月　水曜日、居宅療養管理指導（薬局）2回/月、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護）訪問サービス　適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（看護）訪問サービス　適宜 車いす貸与、特殊寝台及び特殊寝台付属品貸与

定期巡回サービスについて

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※２
定期巡回 随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更（要介護１～５の間）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）※１） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※１） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）の退居（※１）	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要介護１～５の間）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）※１） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※１） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）の入居（※１）	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和6年3月28日事務連絡）

Q＆A

○ 報酬の取扱い ○

問 15

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用者が１月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、サービスを利用できるような状況にないため、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護費の算定はできないが、入院している月は、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護費は一切算定できないのか。それとも、入院中以外の期間について日 割り計算により算定するのか。

（答）

利用者が１月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、定期巡回・随時対応型訪 問介護看護費を算定することはできないが、 １月を通じての入院でない場合は、算定す ることは可能である。 また、この場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の月額報酬は、日割り計算とはならず、月額報酬がそのまま算定可能である。

○ 初期加算○

問 16

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が、一旦契約を解除して、再度、解除日の２週間後に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を利用する場合、初期加算は再契約の日から 30 日間算定することは可能か。

（答）

病院等に入院のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の契約を解除した場合で、入院の期間が 30 日以内のときは、再契約後に初期加算を算定することはできない（「指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）別表１ハの注）が、そうでない場合は、初期加算を算定することは可能である。

オペレーターは事業所間で協力できる

同一敷地内の施設等職員に任せられる

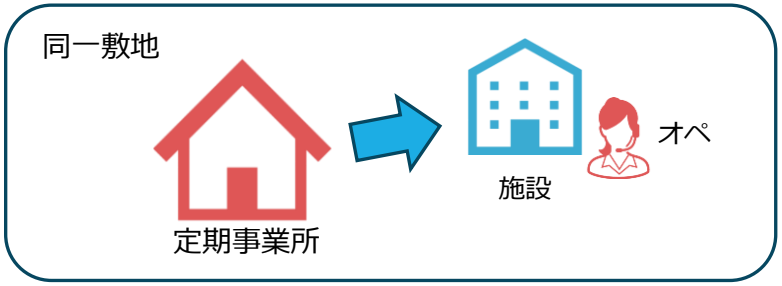

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準より

第3条四の5
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

一　指定短期入所生活介護事業所
二　指定短期入所療養介護事業所
三　指定特定施設
四　指定小規模多機能型居宅介護事業所
五　指定認知症対応型共同生活介護事業所
六　指定地域密着型特定施設
七　指定地域密着型介護老人福祉施設
八　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
九　指定介護老人福祉施設
十　介護老人保健施設
十一　介護医療院

オペレーションセンターは集約できる

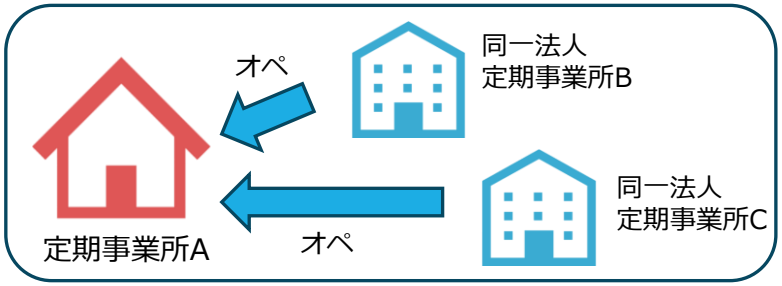

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準より

第3条三十の3
前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

市町村長が適切と認める範囲内。確認が必要。

地域の他事業所への委託

サービス提供は地域で協力できる

サービスの一部委託

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準より
第3条三十の2
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

市町村長が適切と認める範囲内。確認が必要。

定期巡回
定期的に利用者宅を訪問してケアを行う

随時訪問
通報を受けて、利用者宅に訪問し、ケアを行う

随時対応
利用者からの通報に対応する

訪問看護
利用者に看護サービスを提供する

- ✓ 利用者からの通報に応答
- ✓ 必要に応じて随時訪問従事者を派遣
- ✓ 内容によっては電話のみで対応が終了
- ✓ 随時対応の記録を取る

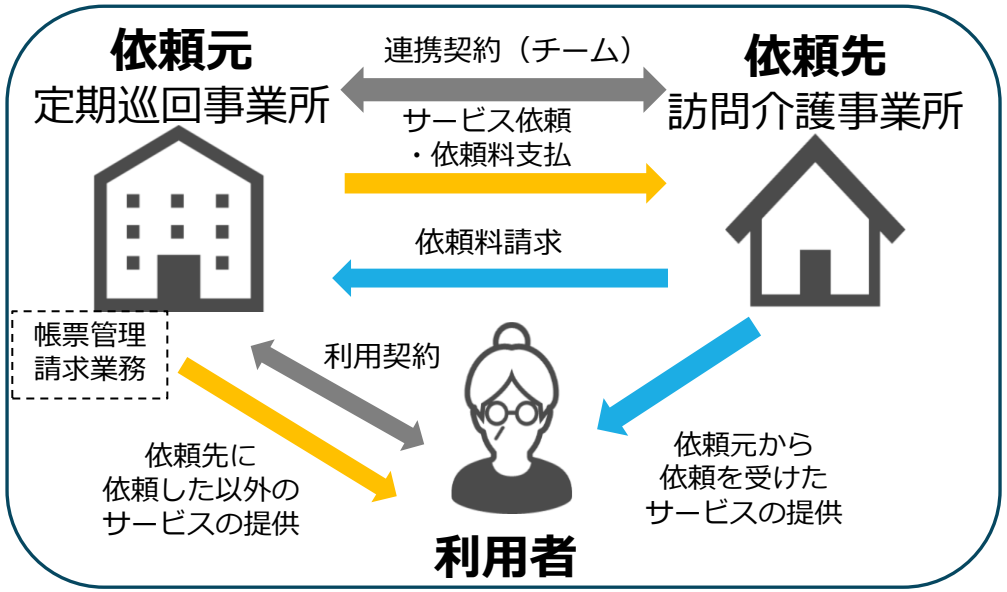

利用者A様

【年齢】　昭和38年生　59歳
【介護度】　要介護5
【性別】　男性
【病名】　病名脳梗塞後遺症、躁うつ病、症候性てんかん
【既往】　2003年　高血圧
2012年　右陳旧性脳梗塞、脳梗塞後後遺症
2014年　躁うつ病、時期不明緑内障、アレルギー性結膜炎
【家族構成】母と同居。敷地内別宅に父が住んでいる。
【ADL】　移乗➡全介助　移動➡一部介助（車いすの自走は居室内は可能）
食事➡自力摂取　座位➡一部介助（車いすには2時間程度）
排泄➡全介助（おむつ、パット着用）

【生活歴】　大学卒業後就職、結婚して子供も生まれたが離婚。
2012年に脳梗塞を発症し、そこから実家で生活。
別れた妻や子供と連絡はとれない。

【利用の経緯】
母と同居生活をしており、敷地内に住む父が時折様子を見に来る程度だった。
母が脊柱管狭窄症のOPEの為、介護者が不在となり自宅療養が困難なため
一時的に入院後、老健入所となった。
母親は一時的に要介護状態となったが、現在はだいぶ回復されている。
本人が自宅へ帰りたいという強い希望があるため、定期巡回の利用となった。

〖本人〗お母さんが元気になってきたので自分も家に帰りたい。
〖家族〗自分達も高齢になってきているので掃除や洗濯はできるが後は任せたい。
帰ってこないとわからないが自宅が難しければ施設を検討したい。

支援経過

①初回

ケアマネジャーからの事前の情報提供で依頼された内容としては、
●排泄介助（ベッド上でのおむつ交換）
●トランス（ベッド⇔車いす）
●起床・就寝介助
●食事見守り

定期巡回以外のサービスとしてデイサービス（週1回で入浴：機械浴）
福祉用具（玄関のスロープ、ベスポジ、特殊寝台、スイングアーム介助バー、車いす、スライドボード）
訪問診療、訪問歯科、居宅療養管理指導（薬剤師）
医療的処置は現段階では必要ないので、看護はアセスメントのみ依頼。
オムツは助成あり。

〖検討事項〗
●食事の提供方法について、ベッド・車いすへ移って提供・半々か。
　体調を確認する必要がある。
●老健では食事は自立だった。急いで食べてむせてしまう事がある為
　見守りが必要とのこと。
　実際はどの程度なのかアセスメントする必要がある。
●口腔ケアや身体整容について

事前に検討していたプラン

第3表	週間サービス計画表	作成年月日	令和5年1月9日

利用者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
早朝	6:00								
	8:00								
午前	10:00								
	12:00								
午後	14:00								
	16:00								
	18:00								
夜間	20:00								
	22:00								
深夜	0:00								
	2:00								
	4:00								
	6:00								

週単位以外のサービス	

支援経過

①初回

退院日に初対面。契約締結、アセスメント実施。ご本人の希望を伺う。
本人「なるべく起きている時間を増やしたい。食事の後はPCを使いたい。」と訴えあり。

食事はご主人が1日3回持ってきてくださるとのこと。
担当者会議後、丁度お昼の時間だった為食事見守るが特にむせ込み等無し。

食事の後、大体1時間半～2時間半程度の間隔を空けて再度訪問するプランへの変更を検討。
サービス提供を開始し、車いすへ座っている時間や訪問するタイミングは本人と都度相談しながらサービス提供時間等を検討。

②サービス開始2日

お母様より「食事は私がみます」と申し出があった。2日様子を見たが、むせ込む様子は見られず。
ケアマネに報告（食事見守りは適宜となった）。

③サービス開始１週間

食事後の座位保持の時間は大体2時間とし、その日の体調に合わせて本人から連絡をもらう様になった。

実際のプラン

第3表	週間サービス計画表	作成年月日	令和5年1月9日

利用者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
早朝	6:00								
	8:00								
午前									
	10:00								
	12:00								
午後									
	14:00								
	16:00								
	18:00								
夜間									
	20:00								
	22:00								
深夜									
	0:00								
	2:00								
	4:00								
	6:00								

利用者B様

【年齢】　昭和18年生　80歳
【介護度】　要介護2
【性別】　女性
【病名】　アルツハイマー型認知症、高血圧
【既往】　2010年　高血圧
　　2019年　アルツハイマー型認知症
【家族構成】独居。子供が2人（長男・長女）いるが別居。
　　娘が月1回訪問し、支援している。
【(I)ADL】　移乗➡自立　　移動➡一部介助（外出は杖を使用）
　　食事➡自力摂取　服薬➡一部介助
　　排泄➡自立　　掃除➡一部介助（促し必要）
　　洗濯➡一部介助（促し必要）
　　買物➡全介助
　　入浴➡一部介助（促さないと入らない）

【生活歴】　22歳の頃結婚をきっかけに上京。2人の子供を出産。
　　5年前に夫が他界。子供の協力を得ながら生活している。

【利用の経緯】
　　訪問介護で買い物代行・入浴介助・掃除・洗濯等の支援を受けていた。
　　認知症の進行により服薬忘れが目立ってきた。
　　また、食事がきちんととれていないかもしれないという懸念がでてきた。

〖本人〗宜しくお願いします。
〖家族〗本当はもっと手伝いに来たいのですがなかなかこれません。
　　母は認知症になってから面倒くさがる事が多くなりました。
　　でも家にいたいという気持ちが強いです。お手数かけますが宜しくお願いします。

支援経過

①初回

ケアマネジャーからの事前の情報提供で依頼された内容としては、
●服薬確認（１日2回）
●食事の提供（簡単な調理）
●買い物代行
●掃除・洗濯の見守り
●入浴介助（シャワー浴）

定期巡回（看護）介護保険にて
薬の管理、状態確認

通院（1回/月）は娘さんが対応。

〖具体的な対応〗
〇入浴についてデイサービス等の利用は拒否。
　訪問入浴は訪問看護を利用の為単位数として難しい。
　入浴の目的としては保清であるため、週1回の入浴、週3回の清拭とした。
　入浴は男性拒否がある為、一部委託を使って女性ヘルパーを手配。
〇食事の提供はレンジやケトルを使用した簡単な調理をし、提供（朝・夕）。
　お昼は配食弁当。

実際のプラン

第3表

週間サービス計画表

作成年月日	令和5年1月9日

利用者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
早朝	6:00								食事の提供、服薬 洗濯促し（適宜）
	8:00								
午前	10:00								
	12:00								洗濯干し（適宜） 清拭（月・水・日）
午後	14:00								シャワー浴介助
	16:00								
	18:00								
夜間	20:00								食事の提供、服薬 洗濯取り込み
	22:00								
深夜	0:00								
	2:00								
	4:00								
	6:00								

ご清聴ありがとうございました。